

議 会 資 料	議案第 76 号
教 育 総 務 課	

志摩市進学応援基金条例の制定について

1. 条例を制定する理由

経済的理由により進学困難な者に対し学資を給付する志摩市進学応援金の原資とするため、新たに基金を設置するものです。

2. 制定する条例の要点

本基金条例は積立基金であり、各条にその積み立て、運用、管理、運用益金の整理、処分、繰替運用等について定めています。

施行期日は、公布の日からとしています。

3. 制定による効果等

既存の奨学基金をより有効に活用し、中学校卒業後もライフステージに応じた切れ目ない支援を行うことができます。